

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2022年12月14日

2. 認定事業適応事業者の名称

市光工業株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

当社は、顧客満足向上の為に、経営理念5 Axes（*）に基づき、コーポレートサステイナビリティにおいて地球環境保護を重要課題の一つと捉え、サプライチェーンを含め、ライフサイクル及びエネルギーパフォーマンスを考慮した自動車用ランプ、ミラー、用品の開発・設計・調達・製造を通じ、常に「人と地球に優しく、安全と快適を創造するものづくり」を推進。

本事業を通じて脱炭素化を促進させ、さらなる企業価値向上を目指す。

（*）5 Axesとは、1：トータルクオリティー、2：製品開発、3：生産システムの統合、4：全員参加、5：サプライヤーとの相互協力に関する5つの基本理念である。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させることまたはその生産し、もしくは販売する商品もしくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標。

2023年度より事業適応を開始し、2024年度(目標年度)までに、事業所単位の炭素生産性を13.61%向上させることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（計画終了年度）に、経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称およびその分類コード）

輸送用機械器具製造業（中分類 31）

（選定の理由）

自動車用の電装品(ランプ類)を中心とした、自動車用部品の製造を主業としているため。

(6) 事業適応の具体的内容

本件は、藤岡製造所（原油換算エネルギー使用量3,000k1以上）における、事業所単位で炭素生産性を計算し計画を策定。

計画初年度に空冷ヒートポンプチラーの導入と配管工事を実施予定。エアハンドリングユニット稼働の過程で、従来使用していた重油ボイラー・吸収式冷凍機の稼働を完全に停止。空冷ヒートポンプチラーの導入により温水・冷水を供給。これによりA重油使用量は0k1となることから、電気への燃料転換が図れるため、エネルギーコスト削減による付加価値額増加および、エネルギー起源CO2排出量の削減に寄与。この取組により、事業所単位の炭素生産性を11.10%向上させる。

目標年度では計画初年度の取組を継続し、設備を通年稼働させることで、事業所単位の炭素生産性を13.61%向上させる。

(7) 事業適応の開始時期および終了時期

開始時期：2023年1月

終了時期：2024年12月